

県有施設に設置する自動体外式除細動器（AED）の 賃貸借契約仕様書

1 名称

県有施設に設置する自動体外式除細動器（AED）の賃貸借契約

2 契約の概要

県有施設に設置するAEDを賃貸借する。

3 契約期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（60ヶ月間）

4 賃貸借に係る業務内容

（1）設置場所

別添「AED設置施設一覧」のとおり。

（2）賃貸借期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（60ヶ月間）

（3）賃貸借する機器の概要

①機器構成

AED本体 1台

バッテリー 1個

電極パッド 2組

小児用パッド 1組（※小児用パッドで対応する機器の場合）

キャリングケース

壁掛け型収納ケース

②設置台数

5台

③仕様

- ・本契約に係る入札の執行時点において、医療機器として「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)」に基づく承認を受けたAEDであること。
- ・AED本体は、音声ガイドや胸骨圧迫のリズム音など、使用者を補助する機能を有すること。
- ・電極パッドは種々の体型や体位に対応可能な2枚に分かれており、左右の指定がないこと。

- ・ A E D 本体の機能又は附属部品の使用により、成人と小児のいずれにも対応できること。
- ・ 防塵・防水機能を有すること。
- ・ A E D 本体、消耗品（電極パッド及びバッテリーをいう。以下同じ。）及び回路について、毎日セルフチェックを行う機能を有すること。
- ・ A E D 本体の使用可否をランプ等で表示し、目視で確認できること。
- ・ 遠隔での監視システムが利用でき、ウェブ上で A E D 本体の状態や消耗品の期限を確認できる機能を有すること。また、A E D 本体に異常が発生した場合や消耗品の使用期限が到来する前に、A E D 管理担当者にその旨を通知する機能を有すること。

（４）その他

- ① 賃貸借機器等については、新品であること。
- ② 入札者は、薬機法で定められた高度管理医療機器等貸与業許可を得ている者であること。
- ③ 入札書記載金額には、納入物品に係る経費の他、送料運搬費、設置費、その他納入に必要なすべての経費を含むこと。
- ④ 使用期限到来及び機器使用後の消耗品交換は、施設からの連絡に基づき、直ちに落札者の負担により行うこと。また、交換の対象となった消耗品は、落札者の負担により処分すること。
- ⑤ A E D の盗難、破損、故障及び異常等が発生した際は、必要に応じて施設を訪問し、対応すること。使用できない場合は、代替機器を設置する等、常に使用できる状態にすること。なお、修繕及び代替機器の提供等に係る費用は、使用者に重大な過失がある場合を除き落札者の負担とする。
- ⑥ 賃貸借機器及び附属品の返還は、落札者の負担において実施すること。

5 機器の納入

（１）納入期限

令和 2 年 3 月 3 1 日（火）

※納入日は、各施設の担当者と調整して決定すること。各施設の担当者連絡先は、別途環境生活部県民文化局文化伝承課から連絡する。

（２）納入方法

- ① 納入時は破損、付属品の有無等を確認するとともに、必要に応じて使用方法を説明すること。
- ② 納入は、原則として県が指定した者の立会いのもとで実施すること。
- ③ 納入機器の設置は、落札者が行うこと。

④不要となった梱包材等は、落札者が持ち帰ること。

6 支払方法

下記計算式により算出する額を月額とし、翌月適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

$$\text{支払月額（円）} = \frac{\text{契約金額（円）}}{60（月）}$$

※請求額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を毎月の支払額とし、端数金額については初年度初月に支払うものとする。

7 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当な介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

8 その他

- (1) 納入にあたっては、各施設の担当者と詳細な打ち合わせをして行うこと。
- (2) 本仕様書等に明示なき事項や内容に疑義があるときは、速やかに環境生活部県民文化局文化伝承課の指示を受けること。